

# 令和4年度 第2回遠野テレビ放送番組審議会

日 時 令和5年2月7日(火)  
午前10時00分  
会 場 市役所本庁舎大会議室

## - 次 第 -

### 1 開 会

### 2 市長あいさつ

### 3 報 告

- (1) 遠野テレビ自主放送番組の放送実績について
- (2) その他報告事項

### 4 審 議

- (1) 放送番組の編集に関する基本計画及び遠野テレビ放送番組基準について
- (2) 令和5年度遠野テレビ自主放送番組の編成計画(案)について
- (3) その他

### 5 その他

- (1) 遠野テレビの指定管理者制度移行について
- (2) その他

### 6 閉 会

## 遠野テレビ放送番組審議会委員名簿

NO	氏 名	住 所	備 考
1	まつだ なみ え 松 田 奈美江	遠野市中央通り	
2	ちば まゆみ 千 葉 真由美	遠野市綾織町	
3	おがさわら あきら 小笠原 晃	遠野市小友町	
4	いしじき あきひこ 石 直 亮 彦	遠野市附馬牛町	
5	きくち たく 菊 池 夕 彦	遠野市松崎町	
6	たちばな かずこ 立 花 和 子	遠野市土淵町	
7	おがさわら やすとも 小笠原 康 友	遠野市青笹町	
8	きくち ゆたか 菊 池 豊	遠野市上郷町	
9	きくち やすお 菊 池 保 夫	遠野市宮守町下宮守	
10	なかむら たかこ 中 村 孝 子	遠野市宮守町達曾部	
11	きくち たかし 菊 池 崇	遠野市宮守町下鱒沢	
12	きくち たけひこ 菊 池 武 彦	遠野市宮守町下宮守	

**1 根拠規定：**遠野市ケーブルテレビジョン放送施設条例（第 40 条）

**2 任 期：**令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（2 年間）

**3 放送番組審議会の任務：**  
市長の諮問に応じ、放送番組の適正化を図るため、次の事項について審議し、答申する。

(1) 遠野テレビ番組基準の制定又は変更  
(2) 放送番組の編集に関する基本計画の制定又は変更  
(3) その他審議会の目的を達成するために必要な事項

**4 審議会への報告義務：**  
次の事項を放送事業者から報告を受ける。

(1) 審議会が諮問に応じ答申した又は意見を述べた事項に対する措置の内容  
(2) 法令の規定による訂正又は取り消しの放送の実施状況  
(3) 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

## 【参考資料】

### 放送法

(放送番組審議機関)

第6条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。

3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

一 前項の規定により講じた措置の内容

二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況

三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要

6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容  
その他審議機関の議事の概要

二 第四項の規定により講じた措置の内容

### 遠野市ケーブルテレビジョン放送施設条例

#### 第9章 審議会

(審議会の設置)

第39条 放送番組の適正を図るため、諮問機関として、放送法第6条第1項の規定により、遠野テレビ放送番組審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第40条 審議会は、委員5人以上で組織する。

2 委員は、遠野テレビの番組を視聴することができる者のうちから、市長が委嘱する。

3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第41条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の総数の過半数の出席により成立する。

3 審議会は、年2回以上開催する。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第42条 審議会の庶務は、総務企画部において処理する。

# 1 報 告

## (1) 遠野テレビ自主放送番組の放送実績について

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の収束が依然として見えない中、3年ぶりに開催された「遠野納涼花火まつり」や「日本のふるさと遠野まつり」をはじめ、各種イベントが再開され始めたことから、それぞれのイベントにおいて、工夫を凝らした番組編成及び取材に努め、市内の動きを視聴者に分かりやすく伝え続けた。

また、身近な地域情報の掘り起こしを進めるため、遠野テレビ社員が地域担当の割り当てを行い、各地域の隠れた話題についても収集しながら放送に取り組んだ。

そのほか、小友町及び宮守町内の遠野テレビ加入者のうち、インターネット未加入世帯に対するWi-Fiの設置を(株)遠野テレビに委託し、約940世帯を対象に順次設置を行うことにより、災害時に携帯キャリアにおける通信手段が遮断するような場合においても、遠野テレビ加入者においては、インターネットを利用した情報収集が行える環境を整えた。

## ア 令和4年7月から令和5年1月まで放送になった主なニュース項目

放送日	項目
7月6日	遠野市DX推進ワーキンググループ研修会
11日	遠野市議会臨時会
18日	遠野風の丘夜市
25日	こども本の森遠野1周年おめでとうイベント
29日	テーマ別井戸端会議 ～地域産業の起業について～
8月1日	テーマ別井戸端会議 ～観光を活用した郷土芸能の保存と活動～
2日	テーマ別井戸端会議 ～ごみの減量に向けた取組について～
11日	遠野中学校サッカー部全国大会出場を報告
16日	3年ぶり開催遠野納涼花火まつり
22日	初開催 遠野Twilight Run
26日	マイナンバーカード出張申請サポート実施中
9月1日	鱒沢小学校の児童鱒沢ひすと一人所めぐり
9日	パラスポーツ体験授業
14日	JFAユニクロサッカーキッズ
19日	3年ぶり開催 日本のふるさと遠野まつり
23日	日本スポーツマスターズ2002岩手サッカー競技
29日	遠野の偉人を偲ぶ 佐々木喜善祭
10月3日	遠野市市制施行17周年記念功労者表彰
10日	4年ぶりに開催 遠野市産業まつり
11日	遠野テレビフェスタ2022大抽選会当選者発表
12日	初開催 遠野市民駅伝
19日	遠野しごと展参加企業研修会
21日	遠野市小学校音楽祭
24日	遠野市議会議員選挙当選証書付与

放送日	項目
26日	遠野市乗用馬市場開催
31日	芸術の秋を堪能 第17回遠野市民芸術祭
11月 1日	一番搾りとれたてホップ生ビール初飲み会in遠野
7日	市内企業の魅力発信初開催 遠野しごと展
10日	遠野市議会議長・副議長選出
14日	ウイメンズ・チャイルドクリニック（仮称）構想検討委員会
16日	緑峰高校野菜果樹研究班最優秀賞受賞を市長に報告
18日	自動操舵システムを体験 スマート農機実演会
24日	遠野地域福祉事業所の里マルシェ開催
25日	第1回遠野市部活動地域移行検討委員会
12月 1日	遠野市野球選抜・優勝報告会
5日	岩手県一輪車競技大会演技部門優勝報告
6日	チャタヌーガ市との姉妹都市締結5周年記念事業
9日	遠野市教育文化振興財団合併10周年記念式典
13日	「遠野・岩手の食」海外輸出展
20日	農薬散布用ドローンオペレーター養成講座
27日	中高生グローバル人材育成事業結団式
1月 4日	令和5年仕事初め、遠野の正月2023
9日	遠野市はたちのつどい
12日	Mario Vitoria FC 全国大会3位報告
20日	3年ぶりに開催遠野市物産展（台湾）
26日	遠野文化遺産セッション
30日	遠野物語ファンタジー舞台総研

## イ 「とおのタイム」 枠内企画

番組名	放送日	企画者	番組内容
川柳を詠む	毎週 月曜日	遠野川柳会	遠野川柳会会員の作品を紹介
求人情報	毎週 月曜日	ハローワーク 遠野	ハローワーク遠野からの求人情報
とおのっこ バンザイ	毎月 第4火曜日	遠野市保育協会	園児たちの保育園内の様子を紹介
アグリガイド	毎週 水曜日	遠野市畜産園芸課	農林畜産業情報
緑峰TODAY	毎月 第3木曜日	遠野緑峰高校 放送委員会	学校行事や生徒たちの活躍を紹介

番組名	放送日	企画者	番組内容
遠高Watching	毎月 第4木曜日	遠野高校 報道委員会	学校行事や生徒たちの活躍を紹介
慶弔情報	毎週 月曜日～ 金曜日	遠野市市民課	結婚・出生・死亡届に基づく情報提供
わらすっこナビ	毎月 第2火曜日	遠野市 こども政策課	遠野市の子育てに関する情報発信コーナー
広げよう健幸のWA	毎月 第3金曜日	遠野健康福祉 の里	ウォーキングなど健康づくりについて紹介

#### ウ 自主放送企画番組等

放送日	番組名	放送内容
7月1日～	語り部『遠野物語』#7～#13	市内観光施設等で収録した市内語り部による『遠野物語』の語り ※毎月更新
7月23日～	遠野遺産にい〜ぐ#3～#7	遠野遺産と遺産に関わる人やその歴史を紹介 ※内容をリニューアルし年間5本制作
7月16日 ・17日	とおのぼえるスペシャル ～早池峰山山開き～	2年ぶりに開かれた早池峰山の山開きの様子
8月15日	遠野納涼花火まつり生中継	3年ぶりに早瀬川緑地公園で開かれた花火まつりを生中継
8月27日・28日	全国やぶさめ競技第15回遠野大会	柏木平優遊広場特設会場で開催されたやぶさめ競技大会
9月3日 ・4日	TONO MUSIC FESTA 2022	遠野高校合唱部、吹奏楽部合同の定期演奏会
9月17日	日本のふるさと遠野まつり 2022生中継	3年ぶりに市街地と八幡宮境内で行われたまつりの様子を中継(市街地のみ)
10月15日・16日、 22日・23日	日本のふるさと遠野まつり 2022 流鏝馬・馬場めぐり	八幡宮境内で行われた遠野まつり2日目の様子
10月23日	遠野市議会議員選挙 開票生中継	遠野市議会議員選挙の開票の様子を生中継
11月19日 ・20日	遠野市小学校音楽祭	遠野市民センターで開催された小学校児童による音楽発表会
12月3日 ・4日	令和4年度遠野地区中学校総合文化祭	遠野市民センター大ホールで開催された市内中学校生徒による文化に関する発表会

放送日	番組名	放送内容
12月17日・18日、24日・25日	第11回遠野市郷土芸能共演会 前編・後編	遠野市民センター大ホールで開催された市内の郷土芸能団体による共演会
12月29日 ～31日	とおのタイム総集編2022	「とおのタイム」の年末特別番組
12月31日	遠野少年少女合唱隊発表会	市内で合唱活動を行う遠野少年少女合唱隊の発表会
1月1日 ～3日	遠高Watching ダイジェスト2022	遠野高校の1年間の出来事を振り返る正月特別番組
	緑峰TODAYダイジェスト2022	遠野緑峰高校の1年間の出来事を振り返る正月特別番組
	とおのっこバンザイ正月特番	市内の園児の1年間の出来事を振り返る正月特別番組
	今年も広げよう健幸のWA	ニュース企画「広げよう健幸のWA」の正月特別番組
	わらすっこナビ～新年のご挨拶～	子育て支援センターのニュース企画の正月特別番組
1月1日 ～4日	遠野遺産にい〜ぐ正月特番	「遠野遺産にい〜ぐ」正月特別番組
1月8日	遠野市 はたちのつどい	遠野市民センターを会場に開かれた「はたちのつどい」の様態を生中継
1月21日 ・22日	バレエスタジオ第45回発表会	遠野市民センターで開催されたバレエスタジオの発表会
1月28日 ・29日	歳末助け合い演芸大会	3年ぶりに遠野市民センターで開かれた婦人団体等による共演会

## エ 他局制作番組

番組名	放送月	本編	制作局	放送内容
きっこのアイアンクッキング	毎月	30分	水沢テレビ	南部鉄器を使用した調理器具で、各種料理を紹介
イイネ!みちのくマガジン#6～9	2カ月に1回更新	30分	岩手県CATV連絡協議会	加盟9局による共同制作情報番組 ※#8は遠野テレビが幹事局
釣るテレ	毎月	30分	三陸ブロードネット	釜石市沿岸での釣り番組

番組名	放送月	本編	制作局	放送内容
けーぶるにっぽん 彩・JAPAN #40 ～46	毎月	30分	日本ケーブル テレビ連盟	全国のケーブルテレビ各局が地域のたからを全国に発信する番組シリーズ
壮観劇場 #16～22	毎月	30分	日本ケーブル テレビ連盟	全国のケーブルテレビ各局が制作日本各地の壮観な景色を高品質でお送りする「壮観劇場」
NHK 考えよう 「平和」2022	8月	120分	NHK	原爆の惨禍や戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝える番組
秋田竿燈まつり2022	10月	60分	秋田ケーブル テレビ	厄よけ、五穀豊穡などを願う行事として長い歴史を持つまつり
奥州市民Z管弦楽団 第10回記念定期演奏 会	10月	120分	水沢テレビ	市民楽団の定期演奏会
番組アワードセレク ション2022	11月	—	日本ケーブル テレビ連盟	「番組アワード 2022」の受賞作品から紹介

## (2) その他の報告事項

### ア 法令の規定による訂正又は取り消しの放送の実施状況

該当なし

### イ 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

該当なし

### ウ 停波等の事故報告

(要件：「500世帯以上」に影響する、「2時間以上」に及ぶ放送事故があった場合、総務省へ報告)

該当なし

### ※電気通信役務の提供を停止または品質を低下させた事故

(要件：利用者数3万以上 又は 継続時間2時間以上)

該当なし

## エ 加入状況

(件)

区 分		(令和3年度) 令和4年1月末 加入数	(令和4年度) 令和5年1月末 加入数	比 較	加入率
テレビ	遠野エリア	7,187	7,174	△13	80.2
	宮守エリア	1,538	1,522	△16	99.9
	計	8,725	8,696	△29	83.2

区 分		(令和3年度) 令和4年1月末 加入数	(令和4年度) 令和5年1月末 加入数	比 較	加入率
インター ネット	遠野エリア	3,224	3,517	293	39.3
	宮守エリア	597	648	51	42.8
	計	3,821	4,165	344	39.8

◎ 4K対応型STB加入状況

(台)

4K STB 設置 台数	令和3年度	令和4年度						合計
	3月末	～8月	9月	10月	11月	12月	1月	
	425	19	3	3	4	8	2	464

## 4 審 議

### (1) 放送番組の編集に関する基本計画および遠野テレビ放送番組基準について

現在の基本計画及び放送番組基準の改正は行わないものとする。

【参考】「放送番組の編集に関する基本計画（平成27年4月1日改定）」

及び「遠野テレビ放送番組基準（令和4年4月1日改定）」

### (2) 令和5年度遠野テレビ自主放送番組の編成計画（案）について

#### ア 自主放送番組の取り組み

取組計画	取組内容
既存ニュース企画及び既存番組の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「とおのタイム」内の定期企画の見直し</li> <li>・既存番組の見直し</li> </ul>
「カテゴリー」の設定と内容に沿ったニュース企画・番組の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「カテゴリー」を設定し担当を割り振る</li> <li>・カテゴリーごとにニュース企画又は企画番組を提案</li> <li>・年間スケジュールを作成する</li> </ul>
地域ごとのコアな情報を収集するネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区担当を定めて情報収集および映像提供</li> <li>・地区センターを中心に地域ごとの情報ネットワークを構築</li> </ul>
4Kカメラやドローンを使用し高画質映像の撮影と番組制作、映像保存（アーカイブ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「とおのぼえる」をベースに遠野の美しい風景や残すべき文化を高画質カメラやドローンを駆使して撮影</li> <li>・番組化及びアーカイブを進める</li> </ul>
イベント等生中継番組の企画内容の充実と取組体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型イベント等の中継番組の内容充実に取り組むとともに、技術を生かしながら、より効率的で幅広い中継番組を提案する。</li> </ul>
外部人材や企業と連携し新たな映像コンテンツを制作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の人材や企業と連携しこれまでにない映像コンテンツの制作に取り組む。</li> <li>・インターネットを視野に入れた情報発信に取り組む。</li> </ul>
アーカイブ映像の活用の充実と素材の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーカイブ素材を有効的に活用し、番組コンテンツの充実と制作常務の効率化に取り組む。</li> </ul>
全国ケーブルテレビコンテンツ流通システムを活用した番組編成の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けーぶるにっぽんシリーズのほか、県内や全国のCATV各局制作番組の中から、魅力的な番組を放送する。</li> </ul>

緊急災害時の確実な情報発信	・遠野市消防本部と連携し災害時の準備段階や避難情報など、状況に応じたタイムリーな情報発信に努める。
データ放送とスマホアプリによるLアラート連携した緊急情報発信	・サービスを継続して提供するうえで、緊急情報が正確に発信されるようシステムチェックを実施し、確実な情報伝達に努める。

## (2) 編成計画

### ア 10c h (自主制作番組)

番組名	放送日	中継	収録編集	備考
テレビ広報とおの	日～土曜日		○	朗読ボランティア「かりん」による声の広報
市長記者懇談会	開催日 (再放送/当日・翌日・翌々日3回)		○	発表項目についてノーカットで放送
遠野市議会中継	会期中 同時中継 (再放送/当日1回)	○		本会議・委員会・臨時会中継

### イ 11c h (自主制作番組)

放送月	番組名	中継	収録編集	備考
4月	市内高校プロジェクト発表		○	
	遠野物語ファンタジー		○	
6月	遠野さくらまつり・南部神社例大祭		○	
	遠野郷八幡宮 こども流鏝馬		○	
7月	東北馬力大会 馬の里遠野大会		○	
	市内中学校総合体育大会		○	
8月	全国やぶさめ競技 遠野大会		○	
	遠野納涼花火まつり	○		
	岩手県議会議員選挙 開票中継	○		
9月	日本のふるさと遠野まつり	○		
10月	遠野まつり郷土芸能共演会・馬場めぐり		○	
11月	市内小学校音楽祭		○	
	大きくなったら何になる？		○	年長園児にインタビュー(3月まで)
12月	遠野地区中学校総合文化祭		○	
	歳末たすけあい演芸大会		○	
	遠野少年少女合唱隊発表会		○	

放送月	番組名	中継	収録編集	備考
	バレエスタジオ発表会		○	
	とおのタイム総集編（年末特番）		○	年末番組
	年末年始特番		○	
1月	正月特番		○	正月特番
	はたちのつどい	○		
	遠野市郷土芸能共演会		○	
2月	遠野郷神楽共演会		○	
	保育のつどい		○	
3月	遠野昔ばなし祭り		○	
年間	遠野遺産にい〜ぐ		○	年間5〜6本
	とおのばえる		○	年間計画を作成
	ちゃりナビ または まち歩きモノ		○	計画中
	“食”をテーマにした番組（料理番組・食べ歩き・飲食店紹介など）		○	計画中

※ 新型コロナウイルスの感染状況等により、変更又は中止となる場合があります。

## 【参考】

### 放送番組の編集に関する基本計画（平成27年4月1日改定）

#### 1 自主番組編成上の基本方針

今日、技術革新が進み、一般の情報ニーズも高まって、いわゆる高度情報社会となってきた。この中で、遠野テレビでは、CATVの使命、役割の位置づけを十分認識して、次のような方針で番組編成を行う。

- (1) CATVがもつ社会性、公共性の意義を認識して地域社会に貢献することを目指す。
- (2) CATVの持つ地域性を反映させ、住民の参加、協力を積極的に図り特色あるものとする。
- (3) 行政・お天気チャンネル及びコミュニティチャンネルを設け視聴者のニーズに応える。
- (4) デジタル放送への対応を行い、電子番組表及びデータ放送などサービスの向上を行う。

具体的なチャンネルプランは次のとおりである。

チャンネルプラン	デジタル放送
行政・お天気チャンネル	10Ch
コミュニティチャンネル	11Ch

#### 2 自主番組編成プラン

##### (1) コミュニティチャンネル

遠野市のトピックス、身近なニュース等を中心にコミュニティ情報チャンネルとして位置付け、市民参加性と市民開放チャンネルとする。市販のパッケージソフトも調達し、教育・教養番組等も加える。

##### (2) 行政・お天気チャンネル

議会中継、広報、記者懇談会等の行政情報及び気象情報提供チャンネル。

#### 3 放送内容一覧と使用周波数（チャンネル）

##### (1) 自主放送使用チャンネル

使用周波数 チャンネル		チャンネル名称	備考
上り	30～36 MHz	テレビ生中継用	
下り	10Ch	行政・お天気チャンネル (デジタル)	遠野テレビデジタル10

	11C h	コミュニティチャンネル (デジタル)	遠野テレビデジタル11
--	-------	-----------------------	-------------

(2) 自主放送の内容

ア デジタル放送

チャンネル	放送番組	主な番組内容	備考
10C h	0 : 00～24 : 00 (24時間)	議会中継・記者懇談会 広報(市役所) 行政関係番組 お天気 データ放送	VTR中心
11C h	0 : 00～24 : 00 (24時間)	地域ニュース データ放送	VTR中心

## 【参考】

### 遠野テレビ放送番組基準（令和4年4月1日改定）

- 1 遠野テレビは、文化の向上、公共の福祉、産業と経済の反映に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる放送を行う。
- 2 放送に当たっては、次の点を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに即時性、普遍性、多樣的など有線テレビジョン放送の持つ特性を発揮し、内容の充実に努める。
  - (1) 的確な地域情報の提供
  - (2) 正確で迅速な放送
  - (3) 健全な娯楽
  - (4) 教育・教養の進展
  - (5) 児童及び青少年に与える影響
  - (6) 節度を守り、真実を伝える影響
- 3 次の基準は有線テレビジョン放送の番組及び広告などすべての自主放送に適用する。（自主放送とは同時再放送以外の有線テレビジョン放送をいう。）
  - (1) 人権・人格・名誉
    - ア 人命を軽視するような取扱いをしない。
    - イ 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なったりするような放送はしない。
    - ウ 人種・性別・職業などによって取り扱いを差別しない。
    - エ 個人情報取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取扱いをしない。
  - (2) 政治・経済
    - ア 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
    - イ 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、特に慎重を期する。
    - ウ 意見が対立している公共の問題については、正しい法的措置を妨げるような取扱いはしない。
    - エ 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取扱いはしない。
    - オ 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
  - (3) 児童及び青少年への配慮
    - ア 児童及び青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感などの健全な精神を尊重させるように配慮する。
    - イ 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避け、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。
  - (4) 家庭と社会
    - ア 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
    - イ 社会の秩序、習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わず、公衆道徳を尊重する。
    - ウ 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。

(5) 教育・教養

- ア 教育番組は、学校向け社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを系統的に放送する。
- イ 学校向け教育番組は、広く意見を聞いて学校に協力し、視聴覚的特性を生かして、教育的効果を上げるように努める。
- ウ 社会向け教育番組は、学問・芸術・技術・技芸・職業など、専門的な事柄を視聴者が興味深く習得できるようにする。
- エ 教育番組の企画と内容は、教育関係法規に準拠して、あらかじめ適当な方法によって視聴対象が知ることのできるようにする。
- オ 教養番組は、形式や表現にとらわれず、視聴者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。

(6) 報道

- ア ニュースは事実に基づいて報道し、個人の自由を侵したり、名誉を傷つけたりしない。
- イ 取材・編集に当たっては、一方的に偏るなど視聴者に誤解を与えないように注意する。
- ウ ニュースの中で意見を取り扱う時は、その出所を明らかにする。
- エ 事実の報道であっても、不適切な場面の細かい表現は避ける。
- オ ニュース、ニュース解説および実況中継などは、不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。

(7) 宗教

- ア 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、誹謗する言動は取り扱わない。
- イ 宗教の儀式を取り扱う場合、またその形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないように注意する。
- ウ 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定したりする内容にならないように注意する。
- エ 特定宗教のために寄付の募集などは取り扱わない。

(8) 表現上の配慮

- ア 放送内容は、放送時刻に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないようにする。
- イ わかりやすく適正な言葉と文字を用いるように努める。
- ウ 方言を使う時は、その方言を日常使っている人々に不快な感じを与えないように留意する。
- エ 人心に動揺や不安を与えるおそれのある内容のものは慎重に取り扱う。
- オ 不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現は避ける。
- カ 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者の身体への影響に十分配慮する。
- キ 外国作品を採り上げる時や海外取材にあたっては、時代・国情・伝統・習慣などの相違を考慮する。
- ク 特定の対象に呼びかける通信・通知およびこれに類似するものは、人命に関わる場合、その他社会的影響のある場合は除き、取り扱わない

(9) 犯罪

- ア 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認したりするような取り扱いはしない。

イ 犯罪の手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写をしない。

(10) 性表現

ア 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感をいだかせないように注意する。

イ 性衛生や性病に関する事柄は、医学上、衛生上、教育上必要な場合のほかは取り扱わない。

ウ 一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも、極度に官能的刺激を与えないように注意する。

エ 性的犯罪・変態性欲・性的倒錯などの取り扱いは特に注意する。

オ 性的少数者を取り上げる場合は、その人権に十分配慮する。

カ 全裸は原則として取り扱わない。肉体の一部を表現するときは、下品・卑わいな感じを与えないように注意する。

キ 出演者の言動・動作・舞踊・姿勢・衣装・色彩・位置などによって、卑わいな感じを与えないように注意する。

(11) 広告

ア 広告放送はコマーシャルによって、広告放送であることを明らかにする。

イ 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。

ウ 番組およびスポットの提供については、公正な自由競争に反する独占的利用を認めない。

エ 権利関係や取引の実態が不明確なものは取り扱わない。

オ 求人に関する広告は、求人事業者および従事すべき業務の内容が明らかなものでなければ取り扱わない。

カ 地域性や慣習などが含まれている広告は、放映地域の特性に応じて、視聴者に不快感や不安な感情を与える表現を用いている場合は取り扱わない。

キ 地域の産業や販売行為を妨げるおそれがある広告は取り扱わない。

(12) 訂正

放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

(13) その他

番組及び広告の企画、制作にあたり、本基準に定めのないものについては、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の定める「日本ケーブルテレビ連盟放送基準」に準拠するものとする。

附 則

この基準は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和4年4月1日から施行する。